

## 住宅消費者への相談体制の整備事業を行う補助事業者の募集についての公示

平成 26 年 4 月 23 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

平成 26 年度住宅ストック活用・リフォーム推進事業のうち住宅消費者への相談体制の整備事業を行う補助事業者の募集について公示します。

### 1 事業概要

(1) 事業名

住宅消費者への相談体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅リフォーム及び中古住宅購入の推進を図るため、中古住宅売買及びリフォーム工事に係る住宅消費者へ相談体制の整備することを目的とする

(3) 事業内容

リフォーム工事及び中古住宅売買に係る住宅消費者への相談体制の整備

(4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成 26 年 5 月下旬 ～ 平成 27 年 3 月 25 日

### 2 補助対象事業者及び提案内容に関する要件

本補助事業の対象は次の事業であり、事業の提案にあたっては、①～⑥に記載する要件を満たすことが必要です。

地域における住宅リフォーム等の相談体制の整備を支援する事業

- ① 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- ② 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ③ 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 中古住宅・リフォームトータルプランに位置づけられた施策に沿った提案を行うものであり、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大に向けた工夫が提案に盛り込まれていること。 [http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000349.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000349.html)  
(中古住宅・リフォームトータルプランのダウンロードページ)
- ⑤ 全国規模で効率的に事業を行う能力を有すること。
- ⑥ 住宅のリフォームに関する工事の過程・留意事項や中古住宅の取得に係る留意事項、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大に向けた施策の内容を正しく理解するなど、補助事業を適確に遂行する能力を有すること。

### 3 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成26年4月23日から平成26年5月16日まで

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、または電子メールにより交付

(ハ) 提案書の提出期限

平成26年5月16日18時00分まで(必着)

(ニ) 提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 原口、梶家

電話 03-5253-8111(内線 39444)

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

### 4 審査方法

提出された提案書等について、書類審査等の審査を行い、選定基準の項目の評価の高い者を採択する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

### 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、提案書の返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。